

● 札幌市の観光行政における宿泊税の必要性

観光は、宿泊業、旅行業に加えて、様々な業種に経済波及効果をもたらすことから、札幌経済をけん引する産業として重要な役割を担っており、都市間競争が激化していく中で、今後も札幌市が観光地として選ばれ続けていくためには、受入環境の整備とおもてなしの向上、観光資源の磨き上げと付加価値の向上、持続可能な観光地経営の推進など集中的・継続的な観光分野への投資が必要です。

少子高齢化や人口減少が急速に進む社会構造の変化の中、札幌市が継続的に観光振興に取り組んでいく上では、中長期的な視点から安定的な財源を新たに確保することが必要であり、その財源の在り方としては、市民からの税金だけを原資とするのではなく、行政サービスの受益に応じた負担を求めるといった観点が必要です。

● 宿泊税の制度について (案)

(1) 札幌市における宿泊税額 (案)

宿泊料金	市税	道税※	総額	備考
5万円未満 (宿泊者数：99.8%)	200円	100円	300円	宿泊料金 2万円未満の場合
5万円以上 (宿泊者数：0.2%)	500円	200円	400円	宿泊料金 2万円以上5万円未満の場合
		500円	1,000円	

※出典：北海道「観光振興を目的とした新税の考え方(懇談会議論のまとめ)」資料

★ 札幌市の税額設定に当たり重視した点

① 納税していただく宿泊者にとってのわかりやすさ

現在の札幌市内のほぼ全ての宿泊者が5万円未満の単価であり、今後札幌市が求められる新たな課題への対応も見据えた税額として、200円/人泊という設定としました。

なお、宿泊料金5万円以上の価格帯については、今後進出が予定される4つ星や5つ星のハイグレードホテルでの宿泊を想定し、先行する他自治体の状況も踏まえ、応分の負担を求めます。

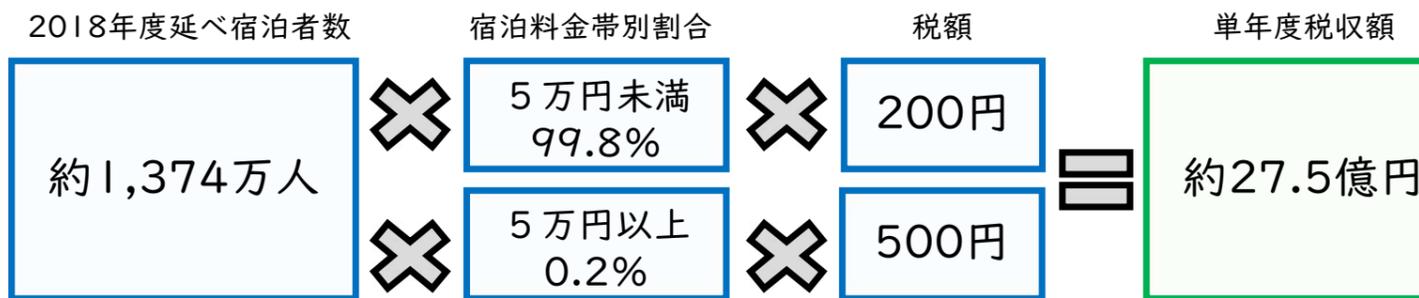
② 実際の徴収をお願いする宿泊事業者の事務負担の軽減

5万円以上の料金の宿泊客は、現状においては0.2%であることから、一律での設定と比較して多大な事務負担をお願いするものではないと考え、京都市の事例も参考に段階を設定しました。

(2) その他の主な制度内容

特別徴収義務者	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所の経営者 ・住宅宿泊事業法の届け出をした住宅(民泊)の経営者
特別徴収義務者への報奨金	特別徴収事務に対する経費の一部を支援する報奨金制度を設ける
免税点	設けない
課税免除	修学旅行等での宿泊は課税免除とする
北海道の宿泊税	札幌市が北海道の宿泊税もまとめて徴収する予定
制度の見直し	宿泊税条例の施行後、5年ごとに見直しを行う

● 想定税収額



● 宿泊税の使途の考え方

観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、宿泊税の使途については、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業を構築することで、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指します。

○ 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上

- ・宿泊施設や公共交通のバリアフリー化
(スロープ設置、地下鉄駅のエレベーター設置など)
- ・観光施設、宿泊施設の受入環境整備支援
(多言語対応促進、無料Wi-Fi整備など)



- ・二次交通の課題解決に向けた取組
(キャッシュレス化の推進など)

- ・観光バス対策
(待機場確保など)

- ・観光案内機能の充実
(観光案内サイン充実、観光案内所運営など)



○ 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上

- ・観光コンテンツの高付加価値化支援
(多様なツーリズムの促進など)
- ・都市型スノーリゾートの推進
(スキー場の魅力向上、冬季コンテンツ充実など)
- ・定山溪地区の魅力アップ
(アクティビティ充実、周辺環境整備など)



- ・アドベンチャーツーリズムの推進
(ガイド育成、ツアー造成など)

- ・持続可能な雪まつりの運営
(環境に配慮した会場づくりなど)

- ・新たな観光コンテンツづくり
(新たな体験プログラム、ツアー造成など)



○ 持続可能な観光地経営の推進

- ・オーバーツーリズム対策、宿泊業界の人材育成・確保、DX推進、DMO検討、省力化、環境配慮、省エネ化
- ・観光関連施設の災害対策支援

